

公益社団法人北海道私学退職金社団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道私学退職金社団と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道内に私立学校を設置する学校法人に対し退職金に必要な資金を給付し、併せて必要な事業を行うことにより、私立学校における優秀な人材の確保を支援するとともに、生徒の学費負担を軽減し、もって私立学校教育の充実及び振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校法人の設置する学校及び学校法人を支援する団体に勤務する校長、教員、事務職員その他職員（専ら収益を目的とする事業に従事するものを除く。）に係る退職金支給に必要な資金（以下「退職金資金」という。）の給付
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 北海道内で私立学校を設置する学校法人又は北海道内に事務所を有する学校法人を支援する団体（以下「学校法人等」という。）で、この法人の目的に賛同するもの。
 - (2) 特別会員 地方公共団体その他学校法人等以外の法人で、この法人の事業を後援し、出資金又は賛助金を払い込んだもの。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。
- 3 この法人の正会員は、この法人に対し代表として当法人に対し権利を行使する者1名（以下「正会員代表者」という。）を定め、届け出るものとする。
- 4 前項の規定による正会員代表者は、正会員たる学校法人等の理事又はその代表者もしくはそ

の代表者が指名した者でなければならない。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退職金資金給付事業の負担金)

第8条 退職金資金給付事業の対象となる正会員は、総会において別に定める負担金及び特別負担金を払い込まなければならない。

(退 会)

第9条 会員で退会しようとする者は、その理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て、当該会員の退会を認めるものとする。

(除 名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 負担金の払込等、正会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条及び第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 会員がその資格を喪失しても、既に納入した負担金及び会費並びにその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。ただし、特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増益計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 業務方法書の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員代表者は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

(書面による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 5名以上7名以内

(2) 監 事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会

に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 26 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 28 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の議決によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 30 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、理事及び監事の同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 31 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれにあたる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議 事 録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第 7 章 運営委員会

(構 成)

第 37 条 この法人の業務について理事長の諮問に応ずるため、運営委員会をおく。

2 運営委員会の委員は、7 名以内とし、学識経験者及び正会員たる学校法人の理事もしくは、学校法人を支援する団体の役員、校長又は教職員のうちから理事長が委嘱する。

3 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び職務)

第 38 条 運営委員会は、理事長が招集する。

2 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について意見を具申することができる。

- (1) 資金の運用計画
- (2) 給付条件の変更
- (3) その他必要と認める事項

3 運営委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会の設置)

第 39 条 理事長又は理事会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、業務方法書の定めるところによる。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合
(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から
1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 50 条 この法人の事務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局に、事務局長及び職員若干人をおく。
- 3 事務局長は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。
- 4 職員は、事務局長の意見を徴して、理事長が任命する。
- 5 事務局長は、職員を指揮監督し、事務を統轄する。

第 13 章 雑則

(秘密の保持)

第 51 条 役員その他、この法人の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密事項を在職中

及び退職後においても他に漏らしてはならない。

(虚偽の排除)

第 52 条 会員その他の者で、この法人から退職金資金その他の給付を受ける者が、この法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、給付金を返還させ、また、以後の退職金資金その他の給付を停止することができる。

(委 任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は森本 正夫、会計監査人は高野 拓也とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。